



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年10月7日金曜日 第348号

◇ 目 次 ◇

自衛官候補生の採用試験..... (総務管理課) ... 864
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等 (3件)..... (経営支援課) ... 864
 土地改良区役員の就退任の届出..... (東予地方局農村整備課) ... 866
 開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 866
 道路の区域変更 (県道五百木立山線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 866
 道路の供用開始 (")..... (") ... 867
 道路の区域変更 (県道肱川公園線)..... (南予地方局西予土木事務所) ... 867
 道路の供用開始 (")..... (") ... 867
 落札者等の告示..... (警察本部会計課) ... 867

公営企業公告

移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置の購入..... (公営企業管理局総務課) ... 868

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1017号

自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) 第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和4年10月7日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
筆記試験、作文及び適性検査 (WEB試験) 令和4年10月19日 (水) 0時から令和4年10月21日 (金) 24時の間で任意の時間	任意の場所	任意の場所	県内全域
口述試験及び身体検査 令和4年10月29日 (土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1018号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年10月7日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
スーパードラッグコスモス古川店	西条市古川字江内甲126番1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明	令和4年4月1日	令和4年9月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1019号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年10月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
今治くすのきガーデン	今治市旭町三丁目2番4 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明	令和4年 4月1日	令和4年 9月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1020号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年10月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
フジ松前店・ドラッグセイムス松前筒井店	伊予郡松前町筒井44番地1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社西日本セイムス 代表取締役 天沼 信博 ほか3者	株式会社西日本セイムス 代表取締役 谷 康浩 ほか3者	令和4年 4月1日	令和4年 9月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1021号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市橋土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年10月7日

愛媛県東予地方局長 山本 泰士

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	横 井 隆 志	西条市檜木160番地
"	村 上 和 孝	西条市野々市59番地
"	横 井 仁	西条市西泉乙435番地 1
"	難波江 孝 雄	西条市西田甲509番地 2
"	戸 田 伸	西条市西泉乙367番地 1
"	秦 靖 男	西条市檜木48番地 4
"	伊 藤 信 行	西条市野々市37番地 2
"	工 藤 干 城	西条市坂元甲410番地
"	村 松 忍	西条市坂元甲323番地
"	楠 学	西条市坂元甲39番地
"	工 藤 清 志	西条市洲之内甲807番地 2
"	西 坂 勝 喜	西条市中野甲810番地
"	石 川 公 三	西条市禎瑞656番地

監 事	真 木 和 親	西条市西泉乙151番地 2
"	伊 東 章	西条市禎瑞618番地
"	伊 藤 富士夫	西条市氷見丙66番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	横 井 隆 志	西条市檜木160番地
"	真 木 和 親	西条市西泉乙151番地 2
"	横 井 仁	西条市西泉乙435番地 1
"	西 坂 道 輝	西条市西田甲530番地
"	戸 田 伸	西条市西泉乙367番地 1
"	藤 原 正 浩	西条市檜木57番地
"	工 藤 干 城	西条市坂元甲410番地
"	村 松 忍	西条市坂元甲323番地
"	楠 学	西条市坂元甲39番地
"	石 川 薫 明	西条市洲之内甲444番地
"	松 本 省 三	西条市中野甲492番地
"	石 川 公 三	西条市禎瑞656番地
監 事	村 上 和 孝	西条市野々市59番地
"	伊 東 章	西条市禎瑞618番地
"	伊 藤 信 行	西条市野々市37番地 2

○愛媛県告示第1022号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年10月7日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建（開）第21号 令和4年9月27日	伊予郡松前町大字筒井字中須賀397番1、397番2、397番3、397番4	伊予郡松前町大字筒井247番地 飴 矢 京 子 飴 矢 貞 一

○愛媛県告示第1023号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年10月7日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	五百木立山線	喜多郡内子町五百木5071番2	旧	メートル 3.8～4.9	キロメートル 0.054	
			新	8.5～9.5	0.054	

○愛媛県告示第1024号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年10月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	五百木立山線	喜多郡内子町五百木5071番2	令和4年10月7日

○愛媛県告示第1025号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年10月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	西予市野村町予子林6989番2から 同町予子林6989番2まで	旧	メートル 4.7～10.1	キロメートル 0.038	
		西予市野村町予子林6989番2から 同町予子林6989番2まで	新	5.9～12.9	0.038	

○愛媛県告示第1026号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年10月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	西予市野村町予子林6989番2から 同町予子林6989番2まで	令和4年10月7日

○愛媛県告示第1027号

次のとおり落札者を決定した。

令和4年10月7日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
行政情報処理端末機等の借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和4年9月14日	今治市南大門町一丁目1番地の15 四国通建株式会社 代表取締役 高木 康弘	4,565,000円 (月額)	一般競争入札	令和4年7月15日

公営企業公告

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年10月7日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

1 入札に付する事項

(1) 件名

移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置の購入

(2) 購入物品名及び数量

移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置 1式

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和5年3月31日(金)

(5) 納入場所

愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号

愛媛県立新居浜病院

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)7⁽¹⁾又は⁽²⁾の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(3) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。

(4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあつては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 0012

愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2F

電話番号 (089)912 1000 内線4623

又は(089)912 2794

(2) 入札書の受領期限

令和4年11月17日(木)午前9時から同月21日(月)午後1時29分まで

(3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ(<https://www.pref.ehime.jp/>)でダウンロード又は⁽¹⁾に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和4年11月21日(月)午後1時30分

伊予鉄本社ビル5F 会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和4年11月4日(金)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であつて、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3⁽¹⁾に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Mobile digital X ray fluoroscopy diagnostic equipment for the circulatory system, 1 set

(2) Time limit of tender: 1:29 p.m., 21 November 2022

(3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public

Enterprise Management Bureau , Iyotetsuhonsya Bldg . 2F
4 4 1 Minatomachi , Matsuyama , Ehime 790 0012 Japan .
TEL 089 912 2794